

美理哥國總記和解

全

美理哥國總記和解

此書前國所載
美理哥國本國
多行所記之事

ル 9
3009



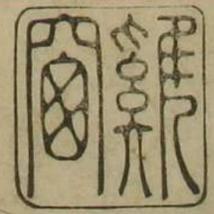
門 九 9
號 3009

雜窓正木篤著

義理哥國總記和解

常惺籒藏

早稻田 圖書館
第 26.6 號
藏 櫻 書



序



清魏源重輯海國圖志若干卷中
有各國總記。實係歐羅巴人來譯而
林則徐所譯也。嘗聞其記載者。洋國
政治風俗。及其巧於貿易。而潛動植
之微。皆能列而揭之。如欲知洋國之繁
之。以取証焉。若夫極張寧之。槎泛。而案
誤鄭和之航海。耶。頃余獲于亞。亞。理
加。德。記。一書。言耕餘。所。竊。譯。以。國。字。既

成。方之。其辭。洵。其。間。觀。之。歎。曰。世。之。扣。槃。扞。燭。者。十。七。八。雅。語。新。文。亦。其。辭。通。何。指。此。意。也。至。其。里。言。鄙。重。詳。解。如。金。篋。之。剖。鑿。雖。武。大。沙。吏。可。能。了。之。乎。眼。下。也。則。為。善。海。之。指。南。孰。莫。善。焉。請。以。公。世。曰。唉。輕。薄。文。士。每。趨。必。利。逐。時。好。喋。之。從。事。於。此。若。弗。知。而。余。與。此。輩。爭。衡。必。為。識。者。鄙。心。愧。甚。言。掉。以。曰。吾。之。夫。書。以。通。意。之。不。通。何。取。於

書。故。強。傳。業。語。橫。說。豎。說。其。要。唯。在。於。易。通。耳。然。則。今。子。之。和。解。於。林。氏。之。漢。譯。皆。各。力。為。笑。子。果。不。繫。於。吾。能。繫。之。起。將。其。集。稿。去。乃。遽。函。推。其。手。曰。敢。聽。命。笑。之。之。於。是。乎。洗。盥。更。酌。容。亦。懽。然。頗。為。捐。資。遂。付。諸。剞。劂。氏。且。叙。其。語。以。為。他。日。解。嘲。之。左。券。

嘉永七年甲寅初夏上辭

雜家正木篤撰



槐宇中山直道出



美理哥國總記和解

歐羅巴人 原撰

侯官 林則徐 譯

邵陽 魏 源重輯

江都 正木篤和解

美理哥國志畧曰園地の周圍ハ三百六十度一度ハ我
天を以て地を測むハ美理哥乃地ハ七十餘度廿八里餘屬一
漢土も亦七十餘度に屬せり南北園地を以て周
園を計りても亦三百六十度より異たること一其
内三十餘度ハ美理哥の國屬一三十餘度ハ漢土屬一

美理哥國總記口解

属せり漢土の京城北極と相對するに五十度より北に
 一して美理哥國の都城北極と相去ること亦五十二度
 ほどならず故に美理哥乃北ハ甚と寒くして漢土北北も
 まる然と赤道より漢土の南に至るより相去ること
 二十度より過ぐし美理哥の南より赤道に至るま
 ても相去ること二十九度より過ぐし漢土乃東より大洋
 ありて美理哥の東とまると然りあまきめて東南北み
 な異なるなき故知るなりたが漢土の西ハ皆列國交
 界をなす美理哥乃西ハ茫々として際りなきあり
 美理哥の北ハ英吉利附屬の國あり南ハ墨息哥國

あり 桑ちんハ墨息ハ墨西
果之ハ墨是可工作る 東ハ歷瀾的海あり西ハ大平海あり
 然とも普天下に分て二十一分とちせば兼攝の邦ハ僅に
 一分は属せりしかの創國の始をたぐぬるに伊大里法
 蘭西西班牙英吉利荷蘭等の國人ありたがひて至る
 貿易せり今に至るより其去ること三四百年より
 外國より至る者もまると年々来り年々返りて久く留
 るものありしに後其國主なく民散り俗樸たる故
 見て其土地を奪ふを欲せざるものハたよりしに在り
 適く年荒れきて民多く食に別國より法き勢まなく
 散る各國遂にこれより加るに師旅を以て新國自ら立つ

あつたあつたす 暇の萬曆年間^{我天正年中}は迄^當く英吉利人あり其女主^のは稟^して新國を開くこと^を以て請^ふて遂^には費治彌亜の地を創^りせり占土王^名及^び遂^には城を建て七人^を以て管治せしむ其内一人を首と^して六人ハあ^らむ故助^く大^に小文武の官吏ハ其七人の選用^には任^じせり王の名を以ておまきを名^づきて占土城と^して其後泰昌年間^{我元和年中}は英吉利王^が嚴^く庶民の上帝^に奉^じる者を諭^して^は一同^には波羅士特教^を歸^せしめ意^を任^じせて額利教^を加^へて加^へて教^を奉^じる^{こと}を得^たむ^をむ^く者^はハ刑戮^を加^へり是^は由^て國人^を新國^に徙^し居^る故願^ふふ^{もの}二三百人あり蓋^し

加^へて力^を教^を奉^じて意^を隨^ひ上帝^に事^ふんと欲^する^は也初^には至^ると^り方^はは玆^に理^某の地^{なり}即^ちは^は以^て新州^と名^づく後^には^は名^づけて新英吉利^と云^ふ皆^に土人^の頭目^{あり}名^を馬沙雪^と云^者厚^く英吉利人^を待^てこれ^が地主^となり^{たり}其後州土^は分^け第^一て馬沙諸^の些^の部^{あり}蓋^しは頭目^の為^して名^づけ^りたり泰昌^の天啓^{の間}より^は我元和^の年^頃當^り英吉利人^の新國^に至^る者^三千^余人あり人多^きに因^りて始^て新韓賽羅底島^緬部^の等^の地^に分^居を^たり^て總^名ハ新英吉利^と云^へり前^には英吉利人^の新國^に至^る者^はあ^らむ意^を隨^ひて教^を奉^じ

英吉利人新國

得んと欲するは故に後即殿堂を起し以て上
 帝は事一官職を設け學校を立るやうにせしめり萬曆
 年間は荷蘭人あり新地の南方に至り其地を名づけて
 新荷蘭と云ふ其後清の康熙三年我寛文四年に當る英吉利かの
 荷蘭人を逐ひしむ其地名を改めて新約基と云ふ崇
 禎年間我寛永年中に當る新荷蘭の南は瑞典人ありて居り
 ありて名づけて新遮些と云ふ其南は亦瑞典人あり
 て其地は居り稱して底拉華と云ふ既にして皆荷蘭
 人の為は奪ひ取らば英吉利又新荷蘭を逐ひしむら
 して盡く其地をたもてり康熙二十年間我天和元年に當る英吉利の人

衛廉邊と云者あり其父または水師帥官となり賊を
 とうとすること極て多し王は其に賜ふは金を以て受を
 一の新地を賜はるを求めむに於て王授るに印信を以て
 して往しめ其地を名づけて邊西耳文と云ふなり邊は姓なり西耳文野
 地より邊姓の野地と云ふ意なり崇禎五年我寛永九年に當る英吉利人あり女主は稟
 て新國の極南は居らんと欲を遂し其地を名づけて
 馬理蘭と云ふ馬理は后なり蘭ハ地なり順治五年我慶安元年に當る英吉利
 人あり新地の費治彌亜の南は至り其地を稱して駕羅連
 と云ふ其内は南北二部を分てり萬曆年間より始て
 費治彌亜部あり雍正十年は及て我享保十七年に當る始てげおるまあ

あり百數十年越て後やうやくたして十三部あるなり
 其六費治彌亞其六馬沙諸些其六羅底島其六新韓賽其五干尼底吉其六
 新約基其七六新逸些其八八底拉華其九八邊西耳文其十八馬理蘭其十六南駕羅連
 其十六北駕羅連 十三部の人口共約百數十萬あり各部の首領
 ハ皆英吉利國の除授に因り英吉利國乃例を以てあまを
 治り時又法蘭西國の人ありあまをまゝ新地の北を開
 墾一名だけけ新法蘭西となす後又あまをまゝ干那太
 と名づくちんたてやうやく北よりして西西よりして
 南に至るや皆民居ありて礮臺を建りたふよ新
 英吉利人を防虞する故以てちんたてあまをまゝに由て英吉利
 の鎮守費治彌亞の總制より書簡を法蘭西の將軍に

はりり常又多く礮臺を設くることせりらまの所法
 蘭西の將軍ゆるさぐ其往来して信を傳へる者ハ本
 地の人華盛頓よりちんたてに於て總制檄坂鄰部を傳へ並
 王は奏せり康熙二十年我天和元王大將を遣り兵船
 數十艘軍兵數千人をひきあて費治彌亞に至り交戦
 せり三年より勝負いさぐ分たて二十四年又追て
 我貞享二年法蘭西の大將滿鑿と云者英吉利の大將吳里
 富と云者と貴壁に於て對陣一兩大將ともに皆礮
 のまづを受軍營よりうりて皆死せりあはよりしてや
 英吉利勝を取てちんたてに於て客民を逐ひしよふ礮臺を

あざちて其土地を奪ひ取りて附属の國となすを康熙
二十五年我貞享三年に當る師をりて一國を歸せりこれ英吉利初
て美理哥乃地を據るこゝの原始なり

康熙二十五年合戦既不息より又數十年城(乾隆年
間我寛保延享に至りて人民も日小繁く田地も日小闊けて
交易も日小盛んとなり)因て英吉利王の心日小おどろき遂に
税餉を加へ重くせんと欲して志をくんと勃争を時英
吉利小公司の高船ありて漢土より茶を販て歸る西國乃
例小貨を賣る者ハ税を納めしむることなりしに英吉
利王改め諭して茶を買ふ者よりも税を納めしむるは付き

土人服せざるに於て南駕羅連部相約して公司の茶を
買ふとて國積あるこゝに二三年を變て廢物とな
す費治彌亜と新約基よの茶航ハ皆驅逐せられ海口進
むを許さず彼土の茶ハ夜る土人の為は海中一投すられ
たりあるに於て新國の人たゞは相傳へて約するに英吉
利國より買税をせしむる我國一人もせず買しを許さ
ず英吉利王大に怒り兵を遣り新國に至り別項の
税餉をもつて皆強勒して倍收せしむる処民死するも肯て
従ふ時小乾隆三十九年我安永三年に當る新國各部の衆衿者費
治彌亜小至りて會儀し客民や土民と前くの通り和

首領を立て兵甲以備一以て自ら傾く城扶けて危き城救
つて得た英吉利王の我國を凌ぎ虐を事
至りては各國或はもぐく知らざらん今その十二ヶ条の事端
を條列して天下に告白一今般變動するは我の罪非
ることを知れしむ

一曰例は律例を増し改むる如く國中の衿者會儀して
民の願ふ所は從ふるべき筈の如くして英吉利王
はたちち小新例は改て衿者と相議せむ及び新例の不便な
ること再三改むるを稟するもその請ふ所をゆるさず
一毎歲各部の衿者來り集りて城は會一議事廳に至

りて一切を商酌せんと欲するに英吉利王はつてこれを驅逐し既
は追散せし後再び集りて商議せむ許さば
一土地ひろく人あまきなるゆゑと歐羅巴各國人の至る城
望之農商ともに日盛んなることと稱がふよりの
英吉利王各國の人乃境内に入ることを禁止し戸口の日
は繁くする城欲せむは英吉利人獨その地を治るべき
しむる也

一曰例は本処理刑官を或は先づ衿者の選に擧るに由り
或は先づ王の擇ひ定るに由り再び公議を采て容易にせむ
る事哉英吉利王自ら専ら治る衿者は皆預り聞しむる也

一曰例は各部文武の官ハ各定額の俸祿あり皆民より出せり
りおれを英吉利王標ハ官額を加ハ民の供給を調派して
衿者と同くをわらむ

一曰例は各省の弁兵も亦定数の糧餉ありあれも亦民より
出せり茲は英吉利王はあつに自ら増設して糧餉を調
派しこれ亦あまを衿者ハ高らげ

一曰例は文武の負弁或ハ本土の者或以て或ハ外方の人
を以てして定ふん事ある時ハ必を文武同く議を致英吉
利王ハ然らぐ武負のよめ必を専らに蘭墩の人を用ひ事
あつたハ文負のよめを高議せんそれゆた
武負ハ權威

を不ハ以て武ハ任せ文ハ任せん

一英吉利王の金錢糧餉を刻剥をること前制より多く貿

易を禁停をること大ハ常法ハ異なり民の欲を所ハ必を
あれハ違ひ民の患を所ハ必を専らに與ふ専ら以て下
やゆりめ上ハ奉ト他國の人を刻して以て己國の人
又私也

一英吉利王調り所の各水路の巡兵ハたハ貨船を劫掠
及ハ城池を毀折し縦ハ房屋を焚することあるが此
を奉して王トハ尊むハしげなく殺仇を奉むると何ぞ
異らんや

一英吉利王并兵を以て常小民舎ふ居らるるを以て時よ欺
侮を行ふ便りもを

一切掠せらるるの良民を勒して其賊を為る後ひ往て別
船を劫せしむる後いざるものあき即ち害を加ふるこ
と故ちをを

一英吉利の大官もの各部を諭唆して其人より自ら紛
争せしめ並小土蠻を諭唆して居民を害せし免各相安
んぜせしむる

以上の各事我國の衿者數々諫むるも英吉利王も
いふが國人もあきを如何ともせしむることをなく是非自ら

國を創立せざることを得た新國をゆるぎなく立ちた英吉
利王も亦我を如何ともせしむることをせらるる

英吉利王檄を見て十三部合して一國となりて知
怒てすくぞ兵船を増し其境内に入らむ新國拒ぎ戦
ふこと一年を以て勝負いづか分たぬ又法蘭西國の人兵
を出して相助るを得たりこにおあて彼此たうひは鏖戦

あること六七年の久まんとすなり時三國の戦艦百十艘
將士數十萬を以て陣よりにぐる者八固より數りんとす
乾隆四十九年我天明四年英吉利王新國の強ふりて終は勝べ
ることを知るるこで大臣を遣し西より來り和

ることを知るるこで大臣を遣し西より來り和

ることを知るるこで大臣を遣し西より來り和

ることを知るるこで大臣を遣し西より來り和

ることを知るるこで大臣を遣し西より來り和

睦を請ひ盟ひを結び兵を罷しむ國中の衿者議して
曰ふ我國の兵ハ皆民なり今すては相和睦せむ衆兵こ
ろく散甲を去て農ヲ歸里法蘭西の兵船もやう返り
華盛頓もやう田里返らんかくありし後と英吉利
國再ハ盟ひを敗し師を興さバ何を以てあむふ備らんか
國中に公事訴詔あるとたハ誰がその処断をためん必そ
君長を立て法制を定めハおれよて久安長治はし君を
立て其世嗣不賢りて或ハ暴虐なるに至る國も亦
終らみせんゆゑ何を以て後の事故よくせんとする
たに於て乾隆五十三年の春我天明ハ各衿者ありて費

治彌亜ハ會議一共ハ華盛頓を推し尊て首となす
身の後ハ賢者故公舉して更代し子孫はつゞぎ久く任
せんと議するに四月ありて畢里各散歸するに及て各
議する所の章程を執て部内の人ハ回告し再び議する
こと一年ありてやうぞろ費治彌亜ハ至りて再び議し
然る後ハ定む並ハ文武各負を公舉し其戰陣はあ
やして所の公項ハたの成二十餘萬をかけり毎年れまむ
所の税餉を以てやうやくに償補せん乾隆五十九年我
政六年計るに新國の民三百九十二萬一千三百二十五口
小當るに内奴たる者六十九萬五千六百五十五口あり

英吉利國總記

その年共々征り收る餉銀四百七十七萬一千員時々
京都城を以て衿者共々議して費治彌亞と馬理蘭と
交界の頗多麦河周圉三十五里を買ひ以て都城を築
んと欲を其河口より城に至るまでの地約百余里あり
由て國內の規模律例すべし備るがごとく鄰國と相通
の制を立て以て後世の辺界をたらし民知して四海を視る
こと一家の如く異國を視ること一体と同一列國のみ争
ふに遇は和睦を勧む高しとせしむ歐羅巴の内法蘭
西荷蘭瑞典英吉利葡萄牙西班牙雅鄂羅斯大尼阿理
曼等の國及び亞非利加洲の内麻哥安遮耳都尼士等

の國亞細亞の内都耳基即ち都魯機阿黎米白頭暹羅等の國
と相通を各國に使者の至るあり獨り大清粵東ハ然ること
外々貿易領事の商人來往をすることあり新
國建立の本始なり
國制は首領の位ハ四年毎以て限りとなし華盛頓位は
在ること二次始末八年ありて阿丹士は傳與を時ハ歐羅巴
の内法蘭西國にて新國の貨船を奪ひ取ることあり新國
遂に艦隊兵士を設けしむる華盛頓を請て帥となし
三年ありて後は事靖り嘉慶五年我寛政十二年
年亦當る華盛頓卒に
國人これを呼て國父と云其國は大勲勞あるを以てのゆへ

按るに康熙二十年英吉利と佛蘭西と爭議する時を以て華盛頓其間往
來を稱せりこの時に至りて少くも二十の外を以て乾隆四十年新國を
起し英吉利を拒く時華盛頓帥とす己は相違すること百二十余歳なり嘉慶五
年卒はれは百四十歳なり蓋し二人同名なりて一人は非ざるなり

嘉慶六年の間我享和元年阿丹士位在こと四年ありて庶費孫

傳與を其時戸口五百三十一萬九千七百六十二丁あり庶

費孫位在ること八年遂に馬底孫を傳與を嘉慶十七年

我文化九年至るに追て歐羅巴の内の列國合戦のやまに

時英吉利の梢人用るは足らざるに新國船上の梢人を

とりて以てあきを補ふるに於て兩國やむぢり相闘ふ二

年の後始めて靖り嘉慶二十二年我文化十四年馬底孫位在

こと八年ありて滿羅を傳與を滿羅位在こと八年ありて阿丹

士の子小傳與を阿丹士の子位在こと四年ありて渣琪

孫を傳與を計るに道光十七年我天保八年春正月二十八日

至るに彼の國位在ること八年今又位を傳て泛標倫

ありて首領を立て國法を設るの時より十三部あり

第二章 乾隆五十六年我寛政三年華滿部を増し

五十七年大臺部を建て嘉慶元年我寛政八年典尼

西部を増し七年小阿嘻阿部を増し十九年小累斯

安部を増し二十年小引底安部を増し二十一年小美

士細比部を増し二十二年小伊理奈部を増し二十五年

小美蘇里部を増し道光十六年小美是干及小阿干

蘇部を増通計二十六部戸口およそ千三百余万な

多一部落の名即本書中もま

新國の中もと西細亜の内は漢土日本暹羅越南各國

の人至ることなくた歐羅巴の内乃伊太理法蘭西荷

蘭英吉利西班牙瑞典等の國人あるは各國もゆる年

来り年々返るに過ぎん其久く同処ある者ハた英吉

利を多しとをん故は新國人物の規模体制みな英吉利

異ちる其後法蘭西荷蘭等乃國三五群を成して居

まり是は由て新國の戸口日やりに盛んとなりて康熙二

十八年ハ我元祿二年小當る約よそ十二萬丁あり乾隆二十一年ハ

約よそ百萬丁乾隆四十年ハ我安永四年小當る約よそ三百萬丁

乾隆五十五年ハ我寛政二年小當る計る小三百九十二萬一千三百二

十八丁前記の戸口を計の法を設る故は大數は嘉慶五年ハ我寛政十二年小當る

五百三十一萬六千五百七十七丁嘉慶十五年ハ我文化七年小當る

百二十三萬九千九百零三丁嘉慶二十五年ハ我文政三年小當る

九百六十三萬八千一百八十一丁道光十年ハ我天保元年小當る一千二

百八十六萬六千九百二十丁内奴者およそ二百萬あり人民日小繁

をねも終りや人の稠くして地の狭きこと城憂を漢

土ハおよそ三萬々年を過るす然ることをあげきむりて

新國のゆく一千三百萬年になぎさる者ハかくある一近

じろ見るに英吉利國の著を書し稱を美利哥國あめりかうこくとも
 英吉利の罪人軍賦ざいじんぐんふはあてらるる此に至りてこゝ所の
 苗裔ひやくしやくより其言ハ荒謬無稽の甚たゞた英吉利人乃
 新地しんちに遷うつりりしことありしに過すぎぎべし其風教技
 藝ハ實まことは歐羅巴人の始開しんかいに頼よるは按多おほに英吉利加特力
 教中三百余人遷うつりて新地しんちに在あるは英吉利國罪人流謫りゆうしやくの説を造りて以て弥利
 聖人をまする其賢けんハ弥利賢國のもの豈盡あく此三百余人の裔しやくなりや即ちこの三
 百余人も亦く肯うて教を改めざるに因より他國たへ
 遷うつりるものなれど並ならぶも謫しやく成の罪人ざいじん非あらず
 新國の地勢共ともに列つらりて三分さんぶんとなり東ハあ瀝瀾ちせうい的海を離はなる
 數千里すうせんりあり亞罷拉あひらつ既あ掩山えんざんあり南みなより北きたり
 至いたる中なか其景畫けいけの如ごとく山やまより海うみにありて是こゝを一分いっ

西ハ大平海たいへいかいを離はなるること數百里すうひゃくりありて治ち臂ひ外がい嶺れい
 あり此こゝより南みなにありて其形かたちは線せんの如ごとく嶺れいよ
 りあ羅拉山ららざんよりありて亦また一分いっは治ち臂ひ外がい嶺れいよ
 り西にしの太たい平海へいかいにありて又また一分いっはありて謂いふ所の三
 分さんぶん也なり亞罷拉あひらつ既あ掩山えんざんの東ありて北きたに轉まりて南みなに往ゆき海うみ
 邊へに沿まりて行ゆき、ありて廣ひろ大おほなるなり其東北きたひがしの角かくハ
 山やまと海うみと相あ連つりて餘あ地ちなり東南とうなんハ平陽山へいようざん
 河かありて相ありて山やま頂ていは瀑布たふひありありあ基き泥でい伯はく小せう河かの下した流りゅう
 よりありあ漢かん理り漢かん河か干かん尼に底てい河か哈か地ち遜そん河か底てい拉ら華か河か蘓そ費はい給じつ
 寧ねい河か頗ぽ多た美み河か羅ら晏えん屋いつ河か奴に細せう北きた底てい河か卸せき番ばん垂すい河かとな

長理語國總論

七

の寒暑針を設け年月日を以てこれを較き其寒暑を
 知し風信を知んと欲せし必を年月日を以てしきを記
 せし其大略を知し馬沙諸些部の波士頓城
 の如きハ毎年北風三十日西風四十九日西北風六十四日東北
 風四十三日東風三十二日東南風十六日南風三十七日西
 南風八十八日あり華盛頓城ニ在てハ北風五十六日西北風
 八十七日東北風三十五日東風十六日東南風二十四日南
 風四十日西南風五十五日西風五十六日あり累斯安部
 の巴頓而綠城ニ在てハ十一月の内北風三十九日西風七日
 東北風十日東風五十九日東南風十六日南風七十一日

西南風十五日西風一百四十六日あり土地の美惡も亦こ
 れを知し雨の多少を知らんと欲せし上年ニ在て毎月日
 天の星辰雲霧を紀し考驗してこれを知し馬沙諸
 些省の波士頓城ニ在てハ毎年およそ二百二十四日ハ
 天晴八十四日ハ興雲三十五日ハ下雨二十二日降雪華
 盛頓城ニ在てハ毎年天晴二百二十二日興雲五十八日
 下雨七十二日降雪十三日あり累斯安部の巴頓而綠
 城ニ在てハ十一月の内天晴ハ百六十二日興雲ハ七十六日下
 雨ハ九十七日降雪ハなを記し

世間日用の物ハ地より産せざるものあり其うち至要の

者ハ金銀鉛銅鉄錫の類にたふふものなり曩時金礦甚
 少一邇來始て亞羅拉既掩山の東北駕羅連南駕羅連
 磋治亞典尼西亞刺罷床等の部ハ皆ありある紙知り
 計ハ道光四年に我文政十二年小當るところの金其估價の銀ハ五千
 負ハ二萬一千負八年ハ四萬六千負九年ハ十四萬負十年
 ハ四十萬六千負十一年ハ五十二萬負十二年ハ六十七萬
 八千負十三年ハ八十六萬八千負十四年ハ八十九萬八千
 負ハ銀と銅及び水銀ハ或ハあり或ハなし鉄ハ各處ハ
 多くして用ひきいれむたぐ錫及び各項の珍室ハ甚くわのき

ちり樹木ハ叢り茂り人をも木を取て煤炭を取ハ今ハ
 烟火日ハ繁々ちりり樹木ハ前より減せりて煤炭ハ
 よく昔より旺ちり塩ハ三面よて海より取ハ山中の塩
 池及び鹵石ありてこれ亦塩となむハ更ハ一の山あり
 其処の水ハ藥となむハ中ハ油氣ありたも燈を
 燃一物を焚くハあせハ土産物性の異なる者ちり凡
 そ金銀鉛銅鉄煤塩ハ漢土の例ハ禁ハ私ハ開ハ許ハ
 さぐち西國ハ人々に取を准せり樹木ハたよそ百三十餘種
 あて高き者ハたよそ三丈余にハ至高の者ハ橡木ハ
 及ふりのちりたよそ八九丈の者ありあまを以て船を

作り柱を作し、甚美し。其木ハ四十四様あり。次ハ核桃、
 これも亦十様あり。次ハ楓樹、高く茂り、其汁甘し。煎て
 糖とす。毎年およそ糖數千石とあり。美蘓里部の
 内ハ一株ありて、最も大なり。身の圍ハ四丈六尺。次ハ樺
 樹、尤も壯なり。其皮を觀瞻するに、瓦ハ代て屋を蓋ひ、舫
 小作りて、河を渡る。土人用ひて、小舟ヲ作るに、輕く捷
 こと常ニ異なり。出入ハ背負ふ。水を渡るに、既
 迅く携帶し、又便利なり。蠶桑も亦ありて、綢緞
 ちのす。其餘鳥獸、魚虫、草木の類、他國ニある所の者
 新國皆あれあり。

開國の初め、知識の者なくして、工作の事、言語せし或ハ
 人力、何れも物本なく、或ハ人力、物本共ニありて、知識の
 者なく、皆器を成難し。必屯三の者、兼備して、始て
 成り、即ち漢土の綢緞、磁器の如きハ、既ハ人力、物本
 ありて、又知識の者あり、何ぞ其精美なる哉。怪しん
 漢土の匹頭の如きハ、已ハ人力、知識あり、獨り物本を
 けき、何ぞ其をなざる。怪しん、漢土の時辰標、至
 りて、人力、物本あり、知識をけし、亦何の用
 る所あらん。新國ハ、然らば、物本あり、知識
 した、他國の知識の者を延よせて、以て教習せしむ。或ハ

知識ありて物本なるときも亦別國に往て運載せしむ或ハ知識物本共よりして以力をたるときハ物力を以てあらは代水力火力獸力の如き皆られり昔一新國の南方ハ棉花すくなくかつ一川の車一ツの機及び一入紡織するまでハ或ハちをたると易かしく故ハ棉價最も高し嘉慶二十年間ハ迄て我文化十二年國人の知識日ハ廣まり地ごとに車數十架を置人力を用ひて水力を以て運行之數十車の花を紡するにひとりハ女児を以てたを監督せしむるは布紡織ハ地ごとに機數十張を置人力を用ひて水力を以て旋繞一數十機の布紡織に

も亦た一りの小女が工を督するは地ごとに一の紡織の所あり内ハ紡花車一萬五千架あり毎日能布紡織こそ四千丈共ハ計るハ八百人あり其内男ハ一百女ハ七百なり一女毎月の工銀ハ十元より二十一元ハ至る迄ありて等々ハ内一人總管して出入の買賣ある所ハ理む其工銀ハ毎年三千元なり別ハ一人八百人の事を總理する者あり其工銀ハ毎年二十元なり商主官職ハ所の息に至て八十の一は故ハ近日棉價日ハ賤一乾隆五十五年我寛政二年ハ前ハ毎年棉花從來三萬八千斤なることあり道光五年間我文政八年ハ毎年多きものを二萬七千萬斤ハ至り

我寛政二年ハ前ハ毎年棉花從來三萬八千斤なることあり

其估價ハ銀二千七百萬負なり五分の一を留め本國
 在て自ら用い餘ハ皆列國ニ販賣を道光六年間より
 今に至るを棉花日増あり二十年前の價より
 此より已ニ三分の二を減じ然るに今の高をぬき者
 利を得と反て二十年前より重し或は以て布を織
 こころ日多し此より前ハ多く苧羅布以て用ひしに
 棉花日増よりして苧羅日減せり大小呢に至り
 てハ羊毛を資とせ故に羊牧者も亦少し其故の
 物ハ英吉利よりして始りて國人亦其に效あり究竟
 ハ英吉利の精なるに去るべ故に土人ハ本國の呢を買

て今に至りてハ水力を用ひて糸をけり益巧よりて益
 多しより並に別國ニ流販せたりも亦人力を用ひて糸
 織はく者あり留て以て自ら用ひ其水力よりてはく
 する者ハ人ニ賣與するなり磁器の如きハ國內其泥
 ありもたが制するを漢土乃巧の如きはくは今始
 て略あり書板ハ極多し皆刊板を用ひるべし鉛
 字活板を用ゆ故に鑄字制紙印書三等の人甚多

美理哥國總記和解 大尾

跋美理哥國總記和解

水生於地而入於海。風發於山而行於海。五界萬國。水路日濶。侵鯨波。凌颶風。東奔西走。視如坦途。其所至之國。莫不貿易焉。或拒之弗許。則曷患。結兵而逞其志矣。遇守禦懈弛之國。必兵船蔽海而來。劫其境。破其城。或降服為屬藩。或奪踞為分國。西班牙之奪呂宋。英夷之侵滿清。是也。清魏源云。唯賢豫患。唯智先幾。禍起而後震之。抑末事也。頃者吾友正木。鷄窓獲海國志。中所以收美理哥國總記。為之和解。將以上梓。請跋於余。

正木仙八藏板

受而讀之。竊有所歎焉。近時我邦亦有海警。無他。由水路日闊。洪波大濤。視如坦途也。若夫西班牙之奪呂宋。英夷之侵滿清。是前車之覆。後車不可以不戒焉。然則此書當今最為有用矣。世之蒙兒輩。茫乎不知彼為何國何地。況於人物情狀。我。是難忘之。所以為和辭也。難忘有才學。且長文辭。與余交情最厚。烏得不喜而跋之。

嘉永七年甲寅孟夏月

恒篠杉本達撰



此書用竹皮... 以是... 恒篠杉本達

子石

子石

篇五卷
水滸打
卷五

水滸打
卷五

函留卷

百卷

七卷
九卷

明治九年

七月七日

困平七齋